

2021年度  
電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約書  
【DR用】  
(ひな型)

2021年〇月〇日

〇〇株式会社  
北海道電力ネットワーク株式会社

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、2020年8月31日に乙が公表した「2020年度電源Ⅱ周波数調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、甲が周波数制御・需給バランス調整等のための電源Ⅱ周波数調整力を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源Ⅱ周波数調整力）

第1条 甲は、乙が周波数制御や需給バランス調整等を実施するため、乙の指令に従い、別紙1（契約設備等一覧表）の需要家および複数の需要家を集約する事業者（以下「アグリゲータ」といい、需要家とアグリゲータとを合わせて「契約設備等」という。）により生じた調整力を用いて、電源Ⅱ周波数調整力を乙に提供するものとする。

なお、この場合、需要家は、2020年4月1日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）15（供給および契約の単位）（5）に規定する「調整負荷」に、該当するものとする。（約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。）

2 本契約において、電源Ⅱ周波数調整力の提供とは、甲が乙の指令に従い、契約設備等を負荷抑制による供出出力の増減により運転することをいう。

なお、アグリゲータが乙からの指令を受け、各需要家に指示し、個別の需要家が電気の使用の抑制または増加を行うことを以下「DR」といい、アグリゲータが乙からの指令を受け、各需要家に指示し、DRすることで調整力を供出することを「運転」という。

（契約設備等の設定単位）

第2条 契約設備等の設定単位は、アグリゲータ単位で設定するものとする。

（需要抑制計画等の提出と調整力ベースラインの設定）

第3条 甲は、乙との間で、仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの（損失率は約款にもとづくものとする。）（以下「調整力ベースライン」という。）の設定方法について、乙の指定する方法で、取決めることとする。また、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電等計画値（需要家ごとの内訳を含む）、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。当該調整電源のバラシンググループの発電計画値（以下「BG計画値」という。）を、電力広域的運営推

進機関を通じて乙に直接提出するものとする。

(最大供出出力、需要家の需要場所、供給地点特定番号および電圧)

第4条 契約設備等の最大供出出力、需要抑制を行う需要家の需要場所、供給地点特定番号および電圧は、別紙1のとおりとする。

(送電上の責任分界点)

第5条 送電上の責任分界点は、契約設備等に関し、乙との間で乙の託送供給等約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第6条 財産分界点および管理補修は、契約設備等に関し、乙との間で乙の託送供給等約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約設備等について、募集要綱に記載の設備要件（募集要綱第5章2（1）に限らない。）を満たすものとする。

(需給運用への参加)

第8条 乙は、約款にもとづく当日計画の提出締め切り（以下「ゲートクローズ」という。）後に、第3条にもとづき提出された発電等計画値等を確認のうえ、甲に対し、電源Ⅱ周波数調整力の提供を求めることができるものとする。ただし、契約設備等のうち乙との間で電力システムの周波数調整力としての機能についての契約（以下「電源Ⅰ周波数調整力の提供に関する契約」という。）が別途締結されている電源については、電源Ⅰ周波数調整力の提供に関する契約にもとづくものとし、需給バランス調整力としての機能についての契約（以下「電源Ⅰ需給バランス調整力の提供に関する契約」という。）が別途締結されている電源については、電源Ⅰ需給バランス調整力の提供に関する契約書にもとづくものとし、厳気象対応調整力としての機能についての契約（以下「電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) の提供に関する契約」という。）が別途締結されている電源については、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) の提供に関する契約書にもとづくものとする。

2 第1項にかかわらず、乙が調整力を必要とする場合、乙は甲に対してゲートクローズ前でも、第3条にもとづき甲が提出する需要抑制可能電力等の範囲で調整力の提供を求めることができるものとする。なお、この場合、

約款にもとづく甲のバラシンググループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

- 3 甲は、第1項、第2項において、乙が調整力の提供を求めた場合は、特別の事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

(運用要件)

第9条 甲は、契約設備等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 甲は、契約設備等や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めるものとする。
- (2) 甲は、契約設備等や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡するものとする。
- (3) 甲は、需要家に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させるものとする。

(電力量の計量)

第10条 契約設備等ごとの電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約設備等ごとにその供給地点に取り付けた記録型等計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。ただし、契約設備等ごとにその供給地点で計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、約款（電力および電力量の算定）に準じて協議により実績電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

- 2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置

および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、甲はその実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約設備等に対する乙の指令の受信および契約設備等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。

- (1) アグリゲータ構内の通信装置、出力制御装置等  
甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。  
また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。
- (2) アグリゲータから最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等  
乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。  
また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)以外の通信線等  
乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。  
また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(調整電力量の算定)

第13条 調整電力量は、契約設備等ごとに30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値とする。(損失率は約款に基づくものとする。)なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 第1項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

- (1) 上げ調整電力量  
調整電力量が正の場合の電力量
- (2) 下げ調整電力量  
調整電力量が負の場合の電力量

3 第2項により算定された調整電力量については、原則として翌々月10日までに、乙から甲へ通知するものとする。

(料金の算定)

第14条 料金は本条各号の合計金額に第25条で定める消費税等相当額および事業税相当額(ただし、甲が収入金課税の対象者である場合ならびに乙が支払いを受ける場合に限る。)を加算した金額とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(1) 上げ電力量料金

契約設備等ごとに、第13条により算定された「上げ調整電力量」に、第15条の甲の申出単価を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

なお、契約設備等が需給調整市場における取引に用いられる場合(需給調整市場に関する契約が締結されている場合)は、需給調整市場における調整電力量料金とあわせて算出することとする。

具体的には、30分ごとに、調整力ベースラインを基準として、実績電力量までの上げ調整電力量に対し、第15条において定めた、各契約設備等の出力帯ごとに、それぞれ出力帯に対応する申出単価を乗じた積分値を、当該30分における調整費用とし、料金算定期間にわたって合計する。

(2) 下げ電力量料金

契約設備等ごとに、第13条により算定された「下げ調整電力量」に、第15条の甲の申出単価を乗じて算定された調整費用の料金算定期間の合計金額とする。

なお、契約設備等が需給調整市場における取引に用いられる場合(需給調整市場に関する契約が締結されている場合)は、需給調整市場における調整電力量料金とあわせて算出することとする。

具体的には、30分ごとに、調整力ベースラインを基準として、実績電力量までの下げ調整電力量に対し、第15条において定めた、各契約設備等の出力帯ごとに、それぞれ出力帯に対応する申出単価を乗じた積分値を、当該30分における調整費用とし、料金算定期間にわたって合計する。

(電力量料金および起動費に係る単価の提出)

第15条 第14条第1項の(1)、(2)について、甲は、契約設備等ごとに、土曜日から翌週金曜日(以下「適用期間」という。)までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の毎週火曜日(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。)の14時までに需給調整市場システムに

登録するものとする。甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した申出単価（以下「初期登録単価」という。）を対応する適用期間の料金の算定に適用するものとする。

なお、各申出単価については、コストを踏まえた設定をするものとし、乙は甲に対し申出単価の算定根拠を求めることができるものとする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh、契約設備等の定格出力の10パーセント以上を目安として、甲乙協議により定める出力帯の範囲ごとに設定）

V2：下げ調整電力量に適用する単価（円/kWh、契約設備等の定格出力の10パーセント以上を目安として、甲乙協議により定める出力帯の範囲ごとに設定）

なお、甲の申出単価については、第25条で定める事業税相当額を除いた金額とする。V1、V2は円/kWh単位で登録するものとする。

2 甲は、第1項により申出単価を登録した後、ゲートクローズまでの間、申出単価の変更を行うことができるものとする。

ただし、契約設備が電源1ヶ所気象対応調整力の提供に関する契約が締結されている場合、または需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）の当該変更期限は、当該契約の規定によるものとする。

なお、初期登録単価を変更する場合は、甲が需給調整市場システムに再登録するものとする。

3 初期登録単価を変更した場合であっても、単価登録を行わずに当該適用期間の料金算定に既に適用した単価は変更しないものとする。

4 甲が、第1項および第2項にもとづき、単価の登録および変更を行うに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において用意するものとする。

5 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、甲は一切の責任を負うものとする。

（料金の算定期間）

第16条 甲または乙が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

（料金等の支払い）

第17条 第14条により算定した料金については、乙は原則として、翌々月15日までに、需給調整市場システムを通じ、甲に通知する。甲または乙は原則として、当該通知日の翌日から起算して6日以内に相手方に請求し、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までにその相手方に支払うものとする。ただし、請求が当該通知日の翌日より起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。

なお、契約設備が需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）の支払期日について、本項に定めのない事項は需給調整市場に関する契約によるものとする。

- 2 第1項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 3 契約設備が需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）は、需給調整市場に関する契約にもとづく料金とあわせて料金等の授受を行うこととする。
- 4 乙は、第14条にもとづく下げ調整電力量料金が生じた場合、甲に対して有する下げ調整電力量料金に関する債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺することができるものとし、相殺する場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。

（調整力の提供期間および契約の有効期間）

第18条 本契約にもとづく甲から乙への電源Ⅱ周波数調整力の提供期間は2021年4月1日から2022年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも契約解除の申出がない場合、ならびに、提供契約期間が3ヶ月に満たない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で契約が継続されるものとする。

- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第19条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の



全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 第1項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

(1) 支払不能もしくは支払停止、または手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

(2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(3) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(4) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う賠償)

第21条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の継承)

第22条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会勢力への対応)

第23条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をし

ないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合
    - イ 暴力的な要求行為
    - ロ 法的な責任を超えた要求行為
    - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。

（損害賠償）

第24条 甲が、本契約に違反して、乙もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲は、乙もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

2項 乙が、本契約に違反して、甲もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、乙は、甲もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

（消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額）

第25条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業

税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。適用する事業税率は別紙2（事業税率）のとおりとする。

（単位および端数処理）

第26条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てを行なうものとする。ただし、第25条で定める消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

2 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

（運用細目）

第27条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものとする。

（合意管轄および準拠法）

第28条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

（秘密保持義務）

第29条 甲および乙は、本契約の内容および本契約の履行にあたって知り得た当事者の機密情報（各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

（協議事項）

第30条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統ルールおよび本契約に付帯して交換する申合事項等（以下「本契約等」という。）によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

（住所）○○県○○市○○町○○番  
甲 ○○株式会社  
取締役社長 ○○ ○○

（住所）札幌市中央区大通東1丁目2番地  
乙 北海道電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 ○○ ○○

別紙1 契約設備等一覧

アグリゲータ名	契約電力(kW)		
〇〇株式会社	〇〇〇〇		
需要家名	所在地	電圧 (kV)	供給地点特定番号
〇〇株式会社	北海道〇〇市××		

別紙2 事業税率

2020年度に適用される甲の収入割の事業税（事業税+特別法人事業税）実効税率

●.●●%